

兵庫県立姫路しらすぎ特別支援学校 教育実習申込要項

1 目的

特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者に対して、教育実習（以下、実習という）の機会を提供し、教員に必要な基礎知識や技能・態度・心構えを習得することを目的とする。

2 対象者

次の各号の全てに該当する者

- (1) 特別支援教育に携わりたいことを希望し、教員採用試験を必ず受験する者
- (2) 次の①～⑤のいずれかに該当する者
 - ① 本校の通学区域内に居住する者
 - ② 本校の通学区域内に帰省先を有する者
 - ③ 本校の通学区域内にある高等学校を卒業、あるいは大学に在籍または卒業した者
 - ④ 本校の通学区域内に勤務を有する者
 - ⑤ 兵庫県内の大学等に在籍し、本校での実習を特に希望する者(③④⑤の条件で申し込みを希望される方は、事前にお問い合わせください)
- (3) 公共交通機関及び自転車、徒歩等で来校できる者
- (4) 麻疹の抗体検査の結果が陽性である、またはワクチン接種証明ができる者
- (5) 基礎免許状が「小学校」「中学校」「高等学校」のいずれかである者

3 実習期間

前期は6月～7月、後期は9月～11月の本校が定める2週間

4 申し込み期間

実習希望年度の前年の5月1日から6月末日まで

5 申し込み方法

- (1) 在籍大学を通して、本校教頭または教務部長に事前に電話で連絡を入れる。
Tel 079-295-2200
- (2) 本校ホームページからダウンロードした「教育実習申込用紙」に必要事項を記入し、郵送で提出する。
- (3) 切手を貼った大学宛の返信用封筒を3枚同封すること。(事前面談案内、実習可否通知、実習前オリエンテーション案内に使用。同大学から複数名申し込む場合は1大学につき3枚でよいが、宛先が異なる場合は宛先ごとに3枚を必要とする。)

(宛先)

〒670-0986 姫路市苜編688-58
兵庫県立姫路しらすぎ特別支援学校 教頭 宛

6 実習の決定

- (1) 実習希望年度の前年度夏季休業中(7月下旬～8月上旬)に、面接を実施する。後日、実習の可否について大学等に通知する。(※ 日程は、申し込み後、大学等に連絡する。)
- (2) 実習可の通知を受けた後、大学等の書類(内諾書等)を本校に郵送で提出し、手続きをとることにより仮決定とする。
- (3) 実習年度の4月に、大学からの依頼書類(承諾書等)により正式決定とする。

7 その他

- (1) 新型コロナウイルスの感染状況により、本校の判断による急な実習の中断・延期もあり得る。
- (2) 実習前後には健康観察を必要とする。
- (3) 養護教諭教育実習を希望する場合は別途相談を必要とする。